

「政府標準利用規約（第2.0版）」の概要

（背景・趣旨）

オープンデータの取組の一つである「二次利用を促進する利用ルールの整備」に関しては、「世界最先端 I T 国家創造宣言 工程表」及び「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」（ともに平成25年6月 I T 総合戦略本部決定）、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成25年6月各府省CIO連絡会議決定）で基本的考え方が示されている。

「政府標準利用規約」は、これらの考え方に基づき、電子行政オープンデータ実務者会議（実務者会議）の議論等を踏まえ作成した、各府省ウェブサイトの新たな利用規約のひな形である。平成26年6月19日に各府省CIO連絡会議で決定された第1.0版は、一定の利用形態を禁止する条項が含まれていたが、対象とする利用の様態が明確ではなく「利用の委縮を招く」等の意見があり、平成27年度に見直しの検討を行うと規定していた。

平成27年6月4日の実務者会議において、よりデータの利活用が進む環境作りに向けて、国際的にオープンなライセンスと認められるよう改定することが合意され、改定案に対する議論を経た後、同年12月24日の各府省CIO連絡会議において第2.0版が決定された。

「政府標準利用規約（第2.0版）」の概要は以下のとおり。

1. 基本的なコンテンツの利用ルール

ホームページで公開しているコンテンツは、1)～7)に従って、自由に利用（複製、翻案等）できる。

1) 出典の記載

ア 利用する際は、出典を記載すること

イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載すること。ただし、編集・加工した情報を、あたかも国が作成したかのような態様で公表・利用してはいけない。

2) 第三者の権利を侵害しないようにすること

コンテンツの中に第三者（国以外の者）が著作権等の権利を有しているものがある場合、利用者の責任で当該第三者から利用の許諾を得ること。

3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについての注意

4) 本利用ルールが適用されないコンテンツについて

ア 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン

イ 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツ（別紙に列挙）

5) 準拠法と合意管轄

6) 免責

7) その他

・今後変更される可能性の明示

・政府標準利用規約 第1.0版の掲示期間に利用者が入手したデータの扱いを明示

・CC-BY4.0国際ライセンスと互換性がある旨を明示